



市税の納期限をご確認ください



図 収税課 ☎ 22-9615 FAX 22-9618

市税は納期限までに納めましょう。口座振替で納税する人は、納期限の前日までに預貯金口座の残高を確認してください。

各税目の納期限を記載している納期限一覧表は本庁舎・各支所窓口（上野支所を除く。）で配布しています。

納税月	市県民税 森林環境税		固定資産税		軽自動車税		国民健康保険税	
	期	日	期	日	期	日	期	日
4月			1期	4月30日				
5月					全期	6月1日		
6月	1期	6月30日						
7月			2期	7月31日			1期	7月31日
8月	2期	8月31日					2期	8月31日
9月							3期	9月30日
10月	3期	11月2日					4期	11月2日
11月							5期	11月30日
12月			3期	12月25日			6期	12月25日
令和9年1月	4期	2月1日					7期	2月1日
2月			4期	3月1日			8期	3月1日
3月							9期	3月31日



軽自動車などの手続きを忘れていませんか



図 課税課 ☎ 22-9613 FAX 22-9618

◆手続きは必ず3月中に

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分の税額が課税されます。そのため4月2日以降、年度の途中で廃車や名義変更をしても、1年分の税額を納めていただきます。

毎年3月末には、窓口が大変混雑しますので、廃車や名義変更などの手続きが必要な場合は早めに済ませましょう。※普通自動車も同様です。

販売業者などに廃車手続きを依頼して、標識（ナンバープレート）ごと車両を引き渡した人は、手続きが完了しているかどうかを、車両を引き渡した販売業者などに再度確認してください。

※必要書類は車種や手続きの内容によって異なります。必ず事前にお問い合わせください。

※すべての手続きで、窓口へ来た人の本人確認書類が必要です。

◆手続きの窓口

○三・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会三重事務所 ☎ 050-3816-1779

○二輪の軽自動車・小型自動車

中部運輸局三重運輸支局 ☎ 050-5540-2055

○原動機付自転車・小型特殊自動車・農耕作業用等自動車
課税課・各支所（上野支所を除く。）

◆減免を受けるには毎年申請が必要です

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちで、軽自動車税の減免を受ける人は、納税通知書が届いてから納期限までに減免申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、申請してください。

※現在減免を受けている人も、引き続き減免を受ける場合は申請が必要です。

◆所有車の年税額について

軽自動車などの税額は、種別によって異なります。また、三輪以上の軽自動車は、新規登録年月（初めてその車両が車両番号の指定を受けた年月。車検証に記載されています。）によって、前年度と税額が異なるものがあります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



高額介護合算療養費制度



図 ○保険年金課（後期高齢者医療担当） ☎ 22-9660 FAX 26-0151
（国民健康保険担当） ☎ 22-9659 FAX 26-0151
○介護高齢福祉課 ☎ 26-3939 FAX 26-3950

世帯内の国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者の全員が計算期間内（令和6年8月～令和7年7月）の間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

【支給対象】

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者
※対象者には申請書を郵送します。

令和6年8月から令和7年7月の間に転出入により、加入する保険が変わった人や、ほかの医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に変わった人は、申請書が届かない場合があります。支給の対象と思われる場合はご相談ください。

※申請書の発送は、国民健康保険の被保険者は3月上旬、後期高齢者医療の被保険者は4月上旬です。

※支給額が500円以下の場合には支給しません。
※限度額は世帯の所得状況によって異なります。詳しくは市ホームページをご覧ください。
※国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入している人は、各保険者へお問い合わせください。

忘れず申請
してください



子どもたちと人権問題



図 人権政策課 ☎ 22-9683 FAX 22-9641

保育所や学校などで、子どもから差別につながる発言がありました。

◆差別につながる言葉はどこから？

令和7年に起きた差別事象^{*1}では、差別につながる言葉を、親、祖父母など、周りにいる大人から聞いたという事例が多く、次いでSNS（YouTube、Instagram、TikTokなど）などの影響があげられます。

◆差別につながる言葉という認識があったかどうか

子ども同士でのけんかなどで使われた差別につながる言葉は、相手を傷つけようという意識から使われています。このことから、差別につながる言葉に含まれる特定の属性^{*2}を、自分より下の立場と認識していることが分かります。

子どもたちを差別の被害者や加害者にならないために、大人が使っている言葉が、差別につながっていないかを確認する必要があります。そのために学校や地域、行政などが主催する人権学習に参加し、私たちの人権に関する知識や意識を更新していく必要があります。

ます。

令和7年度は差別につながる言葉が園児から出ていることから、周囲の大人の影響が大きいと見え、人権教育・人権啓発を一層強化して進めています。

※1 令和7年に起きた差別事象件数（令和7年12月9日時点）

	人権課題	
	人権課題	事象件数
学校事象 (市内公立小中学校)	障がい者差別	29件
	外国人差別	6件
	性的少数者差別	1件
社会事象 (それ以外)	部落差別(同和問題)	5件
	外国人差別	1件

※2 特定の属性（差別を解消し人権が尊重される三重をつくる条例）人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることその他の属性をいう。